

平成19年11月28日

NPO法人株主オンブズマン  
代表 森岡孝二様

株式会社 大林組  
代表取締役社長 白石 達



謹啓 貴会におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社に関係する枚方市発注の第2清掃工場建設工事の入札を巡る談合事件等(以下「本事件」といいます。)につきましては、貴会をはじめ株主の皆様にご多大なご心配をおかけしておりますことを、まずもって、お詫び申し上げます。

さて、平成19年11月20日付け及び同21日付けの貴質問状につきまして、以下にお答え申し上げます。

謹白

## 記

弊社は、本事件に関する弊社としての法務対応とその事務処理を、弊社顧問弁護士の加納駿亮弁護士に全面的に委任しております。同弁護士には、本事件の発生直後から今日に至るまで引き続き、その豊富な経験と専門知識を活かした適切な法的事務処理をしていただいております。

弊社は、この法律事務等の処理について、その対価を支払っておりますが、その額等につきましては、双方に守秘義務があり、弊社が一方的にこれを開示することはできません。なお、山本、森井両名の刑事弁護費用として弊社が支払ったものではありません。もともと、同弁護士に自己の弁護を依頼したのはそれぞれ両名自身であり、同弁護士は、その受任が弁護士法や弁護士職務基本規程に照らし、適切との判断のもとに、両名の刑事弁護を受任されたものと承知しております。また、両名の保釈保証金に充当した資金は、同弁護士の要請により、法律事務の処理の円滑を期すために同弁護士に一時的に貸与したもので、その性格上、後日、返還されることが確実と見込まれる金員であり、また、万が一、事故が生じた場合には、同弁護士から弊社に返還されるものであります。以上、何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、山本に対する運転手付社有車の提供の点ですが、山本は、その第1回及び第2回の公判期日における大阪地方裁判所への出頭の際し、自ら弊社の配車室に電話を掛け、運転手付社有車を自宅まで回送させた上、同弁護士事務所まで使用いたしました。社有車の運行管理が不十分であったための不手際であり、山本を厚遇するかのような誤解を与えた



ことを反省し、即刻これを改めるとともに、本人から使用料を受領しました。なお、森井に対するこのような提供は一切ありません。(但し、加納駿亮法律事務所から大阪地方裁判所までの間で、同弁護士を社有車で送迎した際、山本、森井両名が社有車に同乗したことはあります。)

次に、山本、森井両名については、平成19年6月に顧問契約を解消するに至るまで、それぞれの契約に基づいて、弊社は両名に対し報酬を支払うとともに、通勤費、出張旅費等、その業務遂行に要した実費の支払いをしております。これらは、契約に従った正当な支出で、その内容は、個人情報に属する事柄を含んでおり、広く外部に開示すべき性質のものではありませんので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この機会をお借りしまして、弊社のコンプライアンス徹底に向けての取り組みの近況についてご報告させていただきます。

弊社は、本年6月に、貴会を中心とした株主様からのご提案に基づき、定款に談合禁止条項を新設いたしました。法令遵守に向けた強い決意を定款に定めることにより、健全な企業風土を創り上げていく礎にしたいと考えて設けたものであります。弊社は、この約2年間、談合事件等によって全役員、全社員が苦しみを味わい、法令違反行為が会社の存亡にかかわることを身をもって痛感しており、社内には談合はもとより、コンプライアンスに反する行為を許容する雰囲気はありません。

昨年10月に、コンプライアンス・プログラムを策定して以降、社長を委員長とし、社外有識者と組合委員長をメンバーとする企業倫理委員会を中心に、一つ一つの施策について、実践、検証、改善のサイクルを確実に履践しております。定款変更後は、「独占禁止法遵守プログラム」に、共同企業体を組成して入札参加する際には、構成員間で互いに法令遵守を誓約する書面を取り交わすという新たな施策を追加いたしました。また、コンプライアンスの徹底のため、本年7月下旬から2ヶ月間をかけて、担当役員が各店を巡回し、個別に面談指導を行いました。さらに、8月には「反社会的勢力排除プログラム」を新たに策定し、社内への徹底を図っております。

本年10月には、本年3回目の企業倫理委員会を開催し、この1年間の同プログラムの取り組み状況について、各職場でその運用、実践がきちんとなされているのかその自己点検を実施し、必要な見直しを行いました。なお、監査役会は、「談合等監視プログラム」に基づき、全役員、全部門長約1,400名を対象にモニタリングを実施しております。

このように、弊社は、かつての古い体質から生まれ変わる努力を真剣に続けているところでありますが、今後は、策定したコンプライアンス・プログラムを一つ一つ着実に実践し、至らない点については補い、改めるべき点については改め、全社を挙げて法令遵守の徹底を図って参ります。

貴会におかれましては、弊社の意のあるところをお汲み取りいただきまして、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上